

事務事業	08	成年後見制度の利用促進					
章	1	健康でおもいやりのあるまち					
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり					
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進					
事業内容							
目的	認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制をつくります。						
対象・手段	新宿区社会福祉協議会に成年後見制度推進機関を設置し、成年後見制度の利用に関わる人を支援していきます。						
成果(事業が意図する成果)							
<p>後見人の担い手の裾野の拡大、孤立の防止及び関係者等による横断的な連携が図れるとともに、制度の利用を必要とする人の把握や、後見人業務以外での地域でのサポート体制が構築されます。その結果、成年後見制度のより円滑な活用が行われます。</p>							
事業成果指標							
指標名		定義			目標水準		
成年後見制度推進機関の設置運営		成年後見制度の利用を促進するための機関を新たに設置運営します			(平成19)年度に (100%)の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
					()年度に ()の水準達成		
成果の達成状況							
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
事業成果指標	目標値1		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績1		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3		0.00	0.00	0.00	0.00	
	= /	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の実施内容							
平成17年度							
平成18年度	成年後見制度推進機関検討委員会の開催(計7回) 事務処理システムの導入 講演会(1回200名) パンフレット作成(10,000部)						

部名称		福祉部			課名称		管理課	
		単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	0	0	0	4,318		
	人件費	千円	0	0	0	0		
	事務費	千円	0	0	0	408		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	0	0	0	4,726		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	0	0	0	4,726		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	0	0	0	0		
	特定財源		0	0	0	4,726		
	一般財源投入率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
事業に関する検討課題								
<p>平成18年度は、成年後見制度推進機関の設置に向けた検討を検討委員会において行ってきました。推進機関を設置する平成19年度以降においては、推進機関の運営体制の充実と制度のさらなる普及促進を図っていく必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	3	新宿区における成年後見制度の推進に向け、専門家、医師、福祉関係者等で構成する成年後見制度推進機関検討委員会を設けました。検討委員会において、推進機関の運営体制等について討議を重ね、推進機関の設置に向けた準備を行いました。					
	効率性	3	推進機関において総合的に成年後見制度の利用を推進していくことは、制度を必要とする区民、関係者等にとって有用であり、利便の向上につながります。					
	実施の成果	3	推進機関を設置し、総合的に成年後見制度の利用促進を図ることで、後見人等の支援を必要とする人に対し、きめ細やかな対応をすることができるようになります。また、成年後見制度に対する理解が広がることにより、より円滑な活用が行われるようになります。					
	行政の関与	3	福祉サービスにおける成年後見制度の相談、問い合わせは、今後、増加していくものと思われれます。これから制度を利用するであろう人や利用に結びついていない人に対して、行政として働きかけをする責務は十分にあります。					
	妥当性	2	社会福祉協議会は、昭和28年の設立以来、地域福祉の中核を担っており、地域住民からの信頼も厚く、成年後見制度を積極的に推進していくことができます。					
	施策寄与度	2	認知症者、精神及び知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を続けていくことができるようになります。このことは、きめこまやかな総合的福祉の推進に寄与しています。					
総合評価	<p>推進機関は、成年後見制度の相談窓口として、また、普及啓発や支援活動を行う拠点として、その果たす役割は重要です。検討委員会では、推進機関のあり方について検討を重ね、一定の方向性を打ち出すとともに報告書を取りまとめました。</p> <p>成年後見制度を利用する人は、今後増加するものと予想されます。推進機関を設置して、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人々を総合的に支援していくことは、区民の福祉の推進に寄与するものであり、大きく評価されるものと考えます。</p>						B	
							過年度評価	
改革方針							17年度 16年度 15年度 14年度	
	<p>推進機関における運営体制を充実させていくとともに、広く区民へ働きかけを行い、制度の普及啓発に努めていきます。また、制度を必要とする人に対して、総合的に支援していくことができる仕組みづくりを構築していきます。</p>						方向性	
						1		
						現状のまま継続		